

意 見 書

平成23年8月12日

〒100-8915

東京都千代田区霞が関3-4-3

特許庁審査業務部商標課商標審査基準室 御中

日本弁理士会
商標委員会委員長 中村 仁

【商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示に対する意見】

1. 意見の内容

シンガポール共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章のうち、「MAS」を含むもの、「SAC」を含むものについては、商標法第4条第1項第5号の指定をすべきではない。

2. 理由

シンガポール共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章の中に、「MAS」又は「SAC」を含むことが一見して明らかなものがある。これらについて、商標法第4条第1項第5号の指定をし、その結果、「MAS」又は「SAC」を類否判断の基礎とする要部と認定し、これらと同一又は類似する商標が拒絶又は無効とされるのであれば、その排除範囲は広くなり過ぎ、出願人及び権利者に酷に過ぎる。

本来、このような記号又は印章の保護は全体として認めるべきであって、これを構成する一部のみを抽出して排除範囲を認定するべきではない。

したがって、シンガポール共和国が用いる監督用又は証明用の記号又は印章を商標法第4条第1項第5号の指定をすることにより、これら記号又は印章に含まれる文字と同一又は類似の商標に係る出願が商標法第4条第1項第5号に該当するとして拒絶又は無効とされるのであれば、これら記号又は印章について、商標法第4条第1項第5号の指定をすべきではないと考える。

従来、「国際機関を表示する標章と商標登録出願の商標との類似・非類似の判断は、国際機関の尊厳を保持するという趣旨を踏まえて、個別に行っていきます。」

と説明されているが、これでは、審査の予測可能性が十分に担保されているとはいえない、より具体的かつ予測可能な基準を設けるべきである。

なお、本年2月に意見募集のあった「商標法第4条第1項第2号、第3号及び第5号の規定に基づく告示に対する意見募集」(平成23年経済産業省告示第57号から第83号)における意見に対する考え方の中に、「国内法のあり方に関する検討においては、あわせて、商標登録出願を拒絶すべき範囲（類似範囲に相当）も検討して参りたいと考えます。」とあるが、この点についての検討の具体的な進捗、今後の予定などについて説明していただきたい。

※ 本意見の内容に関するお問い合わせは、下記の意見等連絡先までお願い申し上げます。

記

[担当者]日本弁理士会 事業部 業務国際課 花田 茜
[住所] 〒100-0013 東京都千代田区霞が関三丁目四番二号
[電話番号] 03-3519-2307
[FAX番号] 03-3581-9188
[電子メール]a.hanada-jpaa@nifty.com

以上